

土木森林環境委員会会議録

日時 令和2年6月30日(火) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後3時11分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 乙黒 泰樹
副委員長 向山 憲稔
委員 河西 敏郎 久保田松幸 桜本 広樹 流石 恭史
清水喜美男 古屋 雅夫 佐野 弘仁

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 村松 稔 林務長 金子 景一
森林環境部次長 保坂 陽一 森林環境部次長 前島 斉
森林環境部技監 山田 秋津
森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 増田 義昭
森林環境総務課長 後藤 宏 環境・エネルギー課長 中澤 一郎
大気水質保全課長 渡辺 延春 環境整備課長 河西 博志
みどり自然課長 石原 徳幸 林業振興課長 金丸 悟
県有林課長 小沢 武雄 治山林道課長 倉本 洋

県土整備部長 大儀 健一 県土整備部理事 清水 敬一郎
県土整備部次長 入倉 博文 県土整備部技監 鶴田 仁
県土整備部技監 飯野 照久
県土整備部技監(砂防課長事務取扱) 岩館 知哉
総括技術審査監 渡井 攻 県土整備総務課長 雨宮 利之
景観づくり推進室長 深澤 修一 建設業対策室長 小泉 治明
用地課長 風間 浩 技術管理課長 矢野 昌
道路整備課長 秋山 久 高速道路推進課長 渡辺 和彦
道路管理課長 風間 辰也 治水課長 宮川 一郎
都市計画課長 若尾 洋一 下水道室長 岸川 浩
建築住宅課長 大澤 光彦 住宅対策室長 久保 正樹
営繕課長 久保寺 淳

議題 (付託案件)

第69号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

第70号 令和2年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
第72号 令和2年度山梨県流域下水道事業会計補正予算
第76号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、森林環境部、県土整備部の順により行うこととし、午前10時から午前11時26分まで森林環境部関係、午後1時から午後3時11分まで県土整備部関係の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

※第69号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(クリーンエネルギー普及促進事業費について)

久保田委員 森の2ページのクリーンエネルギー普及促進事業費について幾つか伺います。県では、太陽光発電施設について適正導入ガイドラインに基づき、事業者を指導していると伺っております。まずは、これまでの指導の実施状況について伺います。

中澤環境・エネルギー課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

平成27年度にガイドラインを策定して以降、市町村などと連携しながら、法令の遵守や地元との合意形成などにつきまして事業者を指導しております。

具体的には、地域の住民の方々から、例えば排水対策などについて相談があったケース等につきまして、これまで569の事業者に対しまして、延べ756回の指導助言をしてきたところでございます。今後も粘り強く対応してまいりたいと考えております。

久保田委員 ぜひお願いします。

次に、FIT法が創設されて以来、県内においては相当の数の太陽光発電施設が設置されていると承知していますが、現在の設置状況と今後の見通しについて伺います。

中澤環境・エネルギー課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、県内には国の認定を受けた施設が約1万4,000件、そのうち既に稼働しているものが約1万1,000件、未稼働のものが約3,000件となっております。電気の買い取り価格が低下しておりますので、新規の案件は減少傾向でございますが、いまだ未稼働のものが3,000件もある状況でございます。

国では、こうした未稼働のものについては、一定の期間内に運転を開始しない場合、認定を失効させる新たな制度を導入しました。このため、今後駆け込み的に着工をする事業者がふえる可能性があるのではないかと考えております。

久保田委員 ありがとうございます。3,000件くらいはまだ残っているということですね。

次に、ガイドラインによる指導には一定の成果があったものの、その一方で多数の未稼働の施設が一気に動き出すなど、予断を許さない状況であると考えますが、今後の指導のあり方について、どのような視点で検討を行うか、伺います。

中澤環境・エネルギー課長 ただいまの御質問にお答えします。

まず、約3,000件の未稼働の案件が、建設を急ぐ余り、必要な対策を十分にとらないまま着工するケースを懸念しております。特に森林法など関係法令による規制の対象とならないような案件や、地域住民との合意形成が不十分なままに着工するようなケースを、いかに指導していくのかといった点が重要と考えております。

また、県内には既に1万件以上の施設が稼働しております。このため、近年増加する自然災害への対応などにつきまして、適切な維持管理の徹底といった点についても検討してまいりたいと考えております。

久保田委員 ありがとうございます。

次に、私は、太陽光発電設備の適正化に関する議連の研究委員長として、これまで施設の適正な設置と維持管理に関する調査研究を行ってきたところであります。より実効性のある事業者指導に条例化が必要だと考えますが、いかがですか。

中澤環境・エネルギー課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、条例による規制につきましては、選択肢の一つであると考えておりますが、いずれにしても、まずはこれまでの指導の成果や課題につきまして、しっかりと検証を行い、その上で有識者からの御意見を伺いながら、より実効性のある事業者指導につきまして検討してまいりたいと考えております。

(緑の活用推進事業費について)

向山副委員長 森の3ページの緑の活用推進事業費、森林環境教育推進事業費補助金についてお伺いしたいと思います。

この中に出てくる木育ということで、森林環境教育は非常に重要なものだと思いますけども、今回新たに予算をつけて事業を実施することに至った目的等をお伺いしたいと思います。

石原みどり自然課長 ただいまの質問にお答えいたします。

今回、事業実施することとした目的についてお答えいたします。

目的として2つございまして、1つは、学校現場における持続可能な開発の

ための教育の推進など、社会情勢の変化を踏まえまして、本年2月に県の森林環境マニュアルを改定したところでございますが、これを活用して、これまで実施しておりました森林体験活動をさらに促進するためでございます。

もう一つは、森林資源の循環利用を将来にわたって推進するという観点から、木のおもちゃなど木製品に触れることで木の魅力とか、木の利用の意義などを学んでいただく木育という取り組み、これは国でも推奨して取り組んでございますけれども、これを森林環境教育の一環といたしまして、新たに取り入れることとしたためでございます。

向山副委員長 新たな取り組みを加えて行っていくということだと思っておりますけれども、さらに具体的にどのような事業を行っていくかというところをお伺いしたいと思います。

石原みどり自然課長 森林体験活動につきましては、学校現場におきまして、教員の多忙化により森林体験活動、企画になかなか時間が割けないといったことや、教員の皆さんは知識やノウハウもないということで、そういったことが実施の障壁となっている状況でございます。

そこで、専門的な知識を持ったアドバイザーを学校に派遣いたしまして、企画段階から支援する事業を行います。

また、木育につきましては、身近な場所で子供に木製のおもちゃに触れてもらえるように、保育園であったり商業施設といったところに木育スペースを設置する費用の一部を助成するなど、木育を推進するための環境整備に取り組むための事業を実施いたします。

向山副委員長 今、細かい答弁をいただきましたけれども、この課別説明書にもありますけれども、小中学校等へのアドバイザーの派遣ということで、今お話を伺う中では、保育園などの施設への設置等についても行うということだと思っておりますので、ぜひ小中学校だけじゃなくて、保育園等にも積極的に行っていただきたいと思っております。

この木育という言葉自体になじみがない中ですが、これをまず県民の皆さんに周知をすることが必要だと思いますが、その普及啓発にどう取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

石原みどり自然課長 委員御指摘のとおり、なかなかまだ木育という言葉になじみが薄い中で、普及啓発は非常に大事ではないかと考えているところでございます。そこで、親子連れが大勢訪れますショッピングモール等におきまして、子供たちに木のおもちゃで遊んでもらうようなイベントを開催して周知するほか、県の広報媒体を活用した情報発信であったり、木育スペースを設置する施設におきます展示によりまして、普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

向山副委員長 ぜひ、木育という言葉が、山梨の森林環境を生かした形になるようにお願いをしたいと思います。秋田県などは、小学校の廃校を活用したものも行ってたり、2月定例会の早川県議の質問で、やまなし地域づくり交流センターに託児室をつくるという方針が示されていると思いますので、ぜひ、積極的に森林を活用した木育に取り組んでいただきたいと思っております。

(森林公園等地域活性化事業費について)

もう一点、森の6ページの森林公園等地域活性化事業費についてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、地域活力や観光需要を回復させる意味もあって重要な取り組みだと認識をしていますけども、この森林セラピーツアーやスタンプラリーは、具体的にどのような形で誘客を行うのか、お伺いしたいと思います。

小沢県有林課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、武田の杜におきましては、公園内で実施します森林セラピー体験に加えまして、湯村温泉での入浴ですとか、昇仙峡の散策をセットにしたツアーを企画しまして、その参加料を割り引くことで誘客を図りたいと考えております。

また、清里の森におきましては、清里地域の店舗やレストランなどを利用してスタンプを集めた方を対象に、清里の森の施設でありますパークゴルフですとか、木工体験などの料金を割り引くことで誘客を図りたいと考えております。

向山副委員長 利用料金の割引ということなんですけども、具体的に金額はどの程度のものになって、利用客の想定はどのような計画で行う予定ですか。

小沢県有林課長 森林セラピーツアーにつきましては、参加料を3,500円としておりまして、そのうちの1,500円を助成することとします。また、清里の森の利用料金につきましては、1,000円分を助成することとしております。この事業によりまして、ツアーへの参加者は300人、それから清里の森への誘客は2,000人を見込んでいるところでございます。

向山副委員長 都心部からの誘客もかなり期待できるものじゃないかなと思いますので、ぜひ広報もしっかりしていただいて、誘客に結びつけていただきたいと思いますけども、この数字をどうやって地域活性化に結びつけていくのか、そこについてお伺いしたいと思います。

小沢県有林課長 事業の実施に当たりましては、湯村温泉の旅館協同組合ですとか、清里観光振興会など地域の観光業者と連携をして取り組んでいきたいと考えています。こうした取り組みによりまして、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

向山副委員長 ぜひ、このコロナウイルスの関係で冷え込んだ部分の誘客に寄与するような活動にしていきたいということと、県の施設だけでなく、市町村ともぜひ連携をして、市町村の持ついろんな森林環境や財産とも連携をして、積極的にPRをして行っていただきたいと思います。

(県産材利用促進対策事業費について)

清水委員 森の5の県産材利用促進対策事業費について、何点かお尋ねいたします。

県土面積の79%は森林であるという山梨県の県産材の利用は、いつも最重

点テーマであると認識しております。そこで、何点かお尋ねしたいと思います。

J A S の認証取得に必要な設備整備に対して助成するとうたってあるんですけども、具体的にはどのような内容を言っているのですか。

金丸林業振興課長 ただいまの質問にお答えをいたします。

需要者のニーズを踏まえた品質、性能の確かな県産材製品の供給を進めるため、木材加工事業者に対し、J A S 認証取得を支援することとしております。

具体的には、J A S 認証取得に必要なグレーディングマシンという木材の強度の測定をする機械、これを設置する経費に対しまして助成するもので、J A S 製材工場を整備することにより、品質、性能の確かな県産製材品の供給体制が強化されるということになります。

清水委員 中大規模云々とあるんですけど、この中大規模というのは、具体的にはどういうことを言っているのですか。

金丸林業振興課長 構造計算が義務づけられる中大規模の木造建築物ですが、具体的には、建物の高さが13メートルを超える、または軒の高さが9メートルを超える木造軸組構法等の建築物、また建物の高さが13メートル、軒の高さが9メートル以下であっても、3階建て以上、または延べ床面積が500平米を超える場合には、構造計算が義務づけられる中大規模の木造建築物に該当いたします。

清水委員 J A S 認証取得に向けてということですけど、具体的にはこれを取得すると、どのようなメリットが期待されるのか、お尋ねいたします。

金丸林業振興課長 木造建築物に使用される製材品は、強度等を保証するJ A S 認証が必要となりますが、本県には、このJ A S 認証を取得した製材所がないという状況で、他県で加工することとなり、運搬費のかかり増しなどが課題となっております。

このため県内で初となる、J A S 認証の製材所を整備することによりまして、運搬コストの縮減とともに、幅広い分野への県産材の供給が可能となると考えております。

清水委員 今回の答弁で、J A S 認証の製材所が県内初めてだということですが、この森林県、山梨県で初めてだということに、非常にびっくりしているんですけども、何で今までなかったのかなと思います。

それで、今後このJ A S 認証を受けた工場の利用促進に向けて、これからどのように活用していくのかということについて、答弁をお願いします。

金丸林業振興課長 県内の製材工場は、このJ A S 基準が義務づけられていない一般住宅向けの柱など、無垢材を供給する中小規模の工場がほとんどであったことから、これまでJ A S 認証工場は整備されてこなかったものであります。

なお、本年3月に策定しました県産木材の利用の促進に関する基本方針に基づきまして、木材のよさを多くの県民に感じてもらえる公共建築物の木造化・木質化を初め、住宅や店舗等の民間施設への利用を促進するため、この県産木

材を利用しやすい環境づくりを進めているところでありまして、今後、JAS認証材の需要の増加が見込まれると考えております。

JAS認証の工場をどう生かしていくかというところですが、首都圏のJAS認証工場は、現在、神奈川県に1工場ありますけれども、東京、千葉にはないという状況になっております。

今後は、この品質の確かな本県の認証材が、県内はもとより首都圏の公共施設や商業施設等でも活用されるよう働きかけることによりまして、県産材のさらなる利用拡大を図ってまいりたいと考えております。

(狩猟管理指導費について)

古屋委員 森の3の狩猟管理指導費500万円余の関連についてお尋ねしたいと思えます。

1つは、韮崎市が研修施設候補地ということでございますけど、これは決定したわけですか。

石原みどり自然課長 韮崎市穂坂町は、地元韮崎市、あと管理捕獲を担っていただく猟友会のほうから要望があった場所でございます、あくまでも有力な候補地でございます。

古屋委員 候補地の選定に当たっての選考方法というのは、どのような形で決めていくのか、お尋ねいたします。

石原みどり自然課長 選考方法という御質問でございますけれども、現在、韮崎市穂坂町が有力な候補地とお答えさせていただきましたが、唯一の候補地でございます、今回予算計上している事業におきまして調査をした上で、そこに整備するかどうかの適否を判断していくことになります。

古屋委員 この施設は調査した上で決めるということでございますけど、研修施設の条件はどのような考え方で決めていくのか、お尋ねします。

石原みどり自然課長 具体的な内容につきましては、今後検討していくこととなりますけれども、県猟友会からの要望を踏まえまして、これにつきましては、昨年度、知事からも答弁させていただいているんですけれども、ライフル射撃の練習場のほか、研修施設、わな猟の実習研修を行うための野外フィールドを備えた施設を考えておりまして、これからの調査あるいは、調査を終えた後の関係者との協議の中で、具体的にどんなものを整備するかを決めていくような形になります。

古屋委員 こういう研修施設を県としてつくるという考え方が、ある程度しっかり備わっていない中で調査というのも、これはいかがなものかと思っています。

ご案内のとおり、笛吹市八代町に県の射撃場があり、私も出資法人・指定管理施設調査特別委員会の中で1回視察させていただいたんですけど、行くにしてもバスで入っていけない。行ってみても国体ができないような施設だったり、古いということは承知しているんですけど、あのような施設に匹敵するような施設を目指しているのかどうか。その辺はどうなんですか。

石原みどり自然課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

これから整備する施設につきましては、先ほども申しましたように、ライフル射撃の訓練施設、わな猟ということで、全く何をつくるのか決まっていないわけではございませんで、ある程度方向は出ているところでございます。

そのような中で、使い勝手等を考えながら、具体的にどういう施設にしていくなかを、これから検討していくところです。具体的にどういう施設というところは、まだ具体的にお答えできる段階ではない状況でございます。

古屋委員

正直言いまして、ちょっと理解しにくいんですけど、そうすると、今回の調査の500万円で、具体的にこういう調査をするというところを、はっきりさせていただきたいと思います。

石原みどり自然課長

繰り返しになりますが、今、整備を検討しておりますのは、ライフル射撃の練習場、あと研修、わな猟の実践研修を行うための野外フィールド等々でございまして、それを整備するに当たりまして、葦崎市穂坂町、県有林は非常に広いわけでございますけれども、その中でどの場所に整備するか、から始まりまして、それを整備する場合、当然詳細設計ではございませんので、細かいところの金額までというわけにはいきませんが、そういった概算工事費を出した上で、そこに整備できるのかどうなのかということを、今回の事業の中で検討していくこととなります。

古屋委員

わかりました。ライフル関係とか、わな猟の研修をするためで、つまり整備できるかどうかの最初の調査だということで、場所を含めてそれは決定ではないけど、500万円を盛り込んだという理解でよろしいですね。はい、答弁は要りません。ありがとうございました。

(林道費及び治山費について)

佐野委員

それでは、森7から8にかけて、5、林道費、6、治山費についてお聞きをしたいと思います。

林道の災害対応につきましては、今年の台風19号は県内に大きな被害をもたらして、林道被害は40路線で17億7,700万円余に及んだとの報道がありました。

林道は、林業関係だけでなく、生活道路や、山岳ドライブができるなど観光面でも、さまざまな利用形態があります。影響は多方面に及ぶことから、発災後は速やかな復旧が必要だと考えられます。

林道が被災した際、どのように復旧して、また国庫補助金がどの程度充当されるのか、災害時の対応についてどのように実施されていくのか、お伺いをしたいと思います。

倉本治山林道課長

林道が被災した際の対応についてでございますが、災害時の対応としましては、施設の被災状況の確認、国への報告、測量の実施、測量図面等の作成、復旧費用の算定後、おおむね2カ月以内をめどに現地査定が行われまして、査定結果に基づいて事業が確定し、その後、工事の発注に至るといった流れにな

っております。

採択には、1カ所の費用が40万円以上であること、それから24時間雨量が80ミリ以上であることなど基準を満たす必要がありまして、これら基準を満たさない場合は、県の自己負担ということになります。

なお、国庫補助率につきましては、通常の事業に比べて高率に設定されておりまして、基本補助率が50%ないしは65%ですが、市町村ごとに被災の程度に応じた補助率のかさ上げがございまして、さらに激甚災害の指定を受けた場合は、別途激甚法によるかさ上げが措置されるということで、100%近い高率補助率が適用されることもございます。

また、林産物の搬出や地元住民の生計の維持のため、緊急に復旧する必要がある場合は、査定前に応急工事を行うということが可能となっております、こうした制度を駆使しながら、速やかな復旧に取り組んでいるところでございます。

佐野委員

ありがとうございます。災害復旧については非常に大きな予算もつけられるということで、速やかな対応もされるということをお聞きしました。

続きまして、林道は11月から5月の連休前までぐらいが冬季閉鎖になるわけでございますけれども、その間、雪が降ったり、あるいは場所によっては、雪崩があったりする場合、この林道冬季閉鎖が明けた段階での整備として、落石や倒木撤去などについては、どのように対応されているのか、お聞きしたいと思います。

倉本治山林道課長 落石や倒木撤去の対応についてということでございますけれども、林道の冬季閉鎖解除の前には、落石、倒木等の撤去、路面や側溝、横断溝などの清掃を行いまして、通行の安全を確保しております。また、閉鎖解除後も同様に維持管理業務を継続的に実施しております。

県営林道207路線の維持管理業務経費は、年間2億6,000万円程度を要しまして、各出先事務所におきまして、地域ごとに業者へ業務委託をしております。毎年度4月1日に契約し、翌年3月31日まで切れ目なく管理できる体制をとっております。

また、定期的に林道パトロールを実施しまして、林道施設の状況を常時監視し、異常があった場合はその場での対応や、必要に応じ維持修繕工事等を発注するなど、速やかな対応をとっているところでございます。

佐野委員

ありがとうございました。2億6,000万円。毎年パトロールをしながら、ずっと管理をされているということをお聞きしました。

山というのは、ずっと管理をしているわけでありましてけれども、例えば、荒れると一気に落ち葉が堆積したり、倒木が発生したり、泥が出てきたりするかと思います。現在、林道はほとんどがアスファルトで舗装されております。5月以降、閉鎖が解除されているわけでありまして、いわゆる梅雨どき、この大雨シーズンにおきましては、雨が降ると表流水となって側溝に流れるわけでありまして。

例えば、山側側溝に積もる落ち葉の撤去について、林道延長は1,980キロ、ここについては、先ほどのとおりパトロールされているということですが、現

状はその中でどこか改修をすとか、あるいは点検などがなされていると思えますけれども、問題があるかどうかというのは、現状ではいかがでしょうか。6月に入りますので。

倉本治山林道課長 側溝や排水路の点検など、泥の撤去など、そういったことについてどのように実施をしているのかということだと思いますけれども、側溝や横断溝の点検につきましては、委託業務によりまして、先ほども申しました委託業務の中で林道パトロールを月1回程度実施するとともに、職員によるパトロールも随時実施しております。

また、側溝などに詰まった落ち葉や泥の除去については、その側溝のサイズに合わせたバケツを装着した小型のバックホーなどを使用しまして、春、秋など、年に数回程度実施しております、そういった機械が使用困難な場合は、人力により補足をしているところでございます。

また、県営林道の37路線におきましては、林道情報モニターというものを委嘱しまして、異常気象時の道路情報を迅速に把握するなど、そうした日ごろの作業の積み重ねによりまして、災害に強い林道の維持管理体制の向上に努めてまいりたいと考えております。

佐野委員

ありがとうございます。先ほども述べましたけれども、林道だけでも総延長が1,980キロあるわけですので、管理も本当に大変なことだと思います。私も楡形山と甲府の水ヶ森の県営林道の一部を現地確認させていただきましたけれども、この管理されている箇所について見てまいりました。

雨水が斜面を洗うことで、崩落を誘発させるということであれば、先ほど述べられていましたとおり、この側溝や横断側溝については非常に管理するのは重要だと思っています。この地道な泥上げ等の予防のほうが、災害復旧を行うよりは安価だと思いますので、今後におきましても、しっかり未然予防を進めていただきたいということを要望しまして、終わらせていただきます。

(狩猟管理指導費について)

流石委員

森の3ページをお願いいたします。

狩猟管理指導費500万円について、古屋委員と重複してしまうんですけれども、ちょっと違う観点からお聞きしたいと思っております。

野生鳥獣の被害というのは本当に深刻で、イノシシ、それから猿、ニホンジカ、カワウ、これらを多々聞いています。温暖化になったこともあって、カワウの被害もこのごろ特に多いということも聞きます。

しかし、ニホンジカの被害というのは、もう本当に深刻で、富士北麓の森林地帯では、立ち腐れの下の方をニホンジカが食べて、それに台風などが来る。立ち腐れが醜い、本当にそういうところがいっぱいあります。

管理捕獲は非常に大事ですが、この管理捕獲は順調に進んでいるのでしょうか。

石原みどり自然課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、ニホンジカによる農林業被害は非常に深刻な状況でございます。この軽減に向けまして、県におきましては、第2種特定鳥獣管理計

画を定めておりました、平成23年度に6万5,000頭と推計されておりましたニホンジカを、令和5年度には3万2,000頭まで半減させるということを目指し、管理捕獲を進めているところでございます。

ニホンジカは非常に繁殖力が強いということで、とつてもまたふえるという状況の中、この目標を達成するには、年間1万6,000頭と膨大な数を捕獲する必要がありますが、現在のところ、おおむね順調に進んでいる状況でございます。

流石委員

今、年間1万6,000頭という捕獲を目標にしているということですが、大変な数だと私は思うんですよ。1万6,000頭というと1日に幾つぐらいになるのかと思うぐらい大変だと思うんですが、それに当たって、猟友会の高齢化もあります。管理捕獲を進めていく上で苦慮していること、例えば悩んでいることとか、そういうことはあるんでしょうか。ちょっとお聞きしたいんですが。

石原みどり自然課長 管理捕獲を進めていく上で苦慮しているということで、委員からただいま御指摘のありました高齢化という問題もでございます。また、そのほか、管理捕獲を強化したことによりまして、近年ではニホンジカが標高の高いところとか、あるいは別荘地、河川敷など、これまで確認されていない地域に分布しているというような状況もございます。そのようなことから、捕獲が非常に難しくなっているという状況の中で、こうした状況を踏まえまして、管理捕獲従事者を確保育成するための研修施設の整備を検討しているところでございます。

流石委員

早急に、特にニホンジカ、富士北麓の地域にもすごくニホンジカがいるので、それを進めていっていただきたいと思います。また、できるだけ早く1万6,000頭に届くように頑張ってくださいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(狩猟管理指導費について)

桜本委員

森の3ページの狩猟管理指導費の部分なんですが、歴代の知事さんたちにも長年にわたって懸案だった事業であります。その中で、葦崎市のほうで声を上げていただいたということで、御理解をいただいたことに対して非常に感謝しなければならない。

この件については、そちらの前島次長もスポ健の当時から、これもライフルということで競技種目に当たるわけなんですが、狩猟管理という部分と、また国体に向けたライフルということの中で、みどり自然課の中で、やはり専門的な分野もあるけども、ライフルの競技ということであれば、また一方で違う側面もあるんですが、この辺のスポーツとの関係性を持ちながら、どのような体制で臨むわけですか、この調査においては。

石原みどり自然課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいま桜本委員から、スポーツあるいはみどり自然課の狩猟という観点から御質問をいただいたわけですが、今回整備いたします研修施設については、スポーツではなく、有害鳥獣の捕獲をしっかりとしていくための研修施

設を考えております。

先ほど流石委員からも御質問があったとおり、ニホンジカを初め、有害鳥獣によります農林業被害は甚大なものがございます。それに早急に対応しなければならぬということで、桜本委員から御指摘のあったスポーツという面もあるんですけれども、それについては、国体に向けて適時に検討していくということで承知しております。喫緊に迫っている課題に対応するために、ライフル射撃場を備えた研修施設を今回整備するという考えでございます。

桜本委員

今の説明で、方向性がよくわかりました。今回、基礎調査ということで、工事費等のある程度概算を出すということで、先ほどの最後のほうの答えでは、できるかどうかというようなことも言われましたけども、基本的にはゴーということで、調査は前向きな形で進められるかと思えます。

その中で、先ほど、近々に緊急性を帯びた施設だというお答えがありましたけども、どのようなスケジュール感をお持ちなんですか。例えば、基礎調査を大体いつごろまでに終えて、可否はこのくらいで判断すると。判断した後、どのようなスケジュールの中でできるのか、お答えください。

石原みどり自然課長 スケジュールでございますが、年内には今回の調査を終える予定でございます。その後、調査結果をもとに県猟友会あるいは地元、葦崎市など関係者と相談した上で、できる限り早い時期に整備地を含め整備方針を示してまいりたいと考えております。

その後のスケジュールですが、今回の調査の中で、進入路等も検討していくこととなります。その延長等によっても大きく変わってくると思えますので、今回調査の中でそういったスケジュールについても詰めていきたいと考えているところでございます。

桜本委員

最後に、銃の火薬を扱うということで、以前移転というか、終了したところの土砂の移設ですか、そういったお金もかかったわけなんですけども、こういった施設はやっぱり半永久的ではないと思うんですね。ある程度、耐用年数というんですか、ごみ処理施設等々と同じように、ずっと続くというわけではありません。その中で、この基礎的な調査において、ある程度、20年なり25年なりという終了までの過程も含めたものもやはり考えておかないと。50年、100年続くという施設ではありません、環境的なものからして。

そういったことも、ぜひこの基礎調査の中に組み入れていただいて、ある程度の終了目安というものも決めておいていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

石原みどり自然課長 環境面等々を考慮した上で、終了目安との御質問をいただきました。

今回整備する施設でございますが、以前あった射撃場において、クレー射撃による鉛というところが大きな問題になったかと承知しておりますが、今回整備する施設につきましては、ライフル射撃で、なおかつ猟友会の要望をもとに考えているのは、覆道式、全部を覆う形で、弾が外に飛び出さないような、安全で音も静かで、環境面にも影響が少ないような施設を、猟友会から要望され、今検討しているところでございます。

そうはいつでも、そういった施設は耐用年数等々ございますので、委員御指摘のことを踏まえまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第70号 令和2年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(水質保全について)

佐野委員

それでは、水質保全についてちょっとお伺いをしたいと思います。

六価クロム、フッ素化合物についてと、河川での検出された件、今後の河川モニタリングについてお伺いしたいと思います。

まず、本年4月1日に、水道水は、水質基準項目について六価クロムの基準値が厳しくなるとともに、主要な有機フッ素化合物であるPFOSとPFOAの2つが追加されました。

初めに、六価クロムについて県内河川で検出されているのか、お伺いしたいと思います。

渡辺大気水質保全課長 六価クロムの検出状況の御質問でございます。

六価クロムにつきましては、水質汚濁防止法に基づきまして、県内で25の河川において測定しているところですが、平成22年度から現在までの過去10年間、全て不検出という検査結果でございます。

以上でございます。

佐野委員

ありがとうございました。

それでは次に、先ほども述べましたが、PFOSとPFOAですが、このPFOSとPFOAは、水も油もはじくフッ素皮膜などとして広い用途がありますが、水の中で反永久的に分解しないということをお聞きしております。水質汚染の問題が、これは非常に大きいと思っています。

PFOSについては、ストックホルム条約で2009年5月に使用制限の対象物質に登録されました。国内では化審法で、2012年4月以降は特定の用途を除き、製造、輸入、使用等が禁止されていると聞いております。

また、PFOAは、2018年4月からのPOPs条約第9回締約国会議においては、特定の用途を除き、廃絶することが決定されております。

県のホームページでは、このPFOA、PFOSについての2つは、平成26年、27年で調査されたことが確認できますけれども、清流であり、汚染源が見えない桂川の伏流水、そして人口密集地での甲府市市街地の河川での検出を確認されています。

そこで、お聞きしたいと思います。平成26年、27年データは確認できました。これ以降での推移についての調査として、桂川伏流水、甲府市街地河川でのPFOSとPFOAの検査は行っているのでしょうか。行っていれば、推移と数値、現状での測定値をお示ししていただきたいと思います。

渡辺大気水質保全課長 ただいまの御質問にお答えします。

平成27年度以降、桂川伏流水、甲府市市街地河川での調査は行ってございません。

行っていない理由でございますが、御質問の調査につきましては、県の衛生環境研究所におきまして、本県の現状把握のために行ったということで、当該調査におきまして、県全域のPFOS、PFOAの検出濃度は、それまでの全国的な検出状況に比べて低くて、健康への影響はないと考えられるというものでございました。

濃度が低いという現状把握ができましたので、平成27年度以降の調査は行ってございません。

佐野委員

ありがとうございます。

PFOS及びこのPFOAの濃度は低いと、先ほど御答弁されておりましたけれども、検出されているという実態がございます。特定の用途を除いて製造、輸入、使用等が禁止されているものであれば、発生源についての調査が行われないと、安全性の確保や安心の担保ができないと思われませんが、いかがでしょうか。

渡辺大気水質保全課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

発生源の調査ということでございますが、環境省がPFOS、PFOAの対応の手引きというものを示しておりまして、その手引きでは、暫定基準値を超過した場合に、そういった原因究明調査を実施するということになってございます。その暫定基準値につきましては、ことし5月に環境省がPFOS、PFOAを合わせた値として、1リットル当たり50ナノグラムという値を設定してございます。

本県内における、これまでのPFOS、PFOAの検出濃度でございますが、県ではこれまで県内20の河川、あと富士五湖、16の井戸、また国においては3つの河川、2つの井戸で測定をしております、その今までの検査結果の最大値でPFOS、PFOAの合計値が1リットル当たり8.2ナノグラムということで、暫定指針値である50ナノグラムの6分の1程度となっております。

このため、県内の状況は比較的安全と考えてございますが、今後暫定基準値の超過が確認された場合は、手引きに従いまして、発生源の原因究明調査と濃度の低減対策に努めてまいりたいと考えております。

佐野委員

ありがとうございます。この当該のPFOS、PFOAの2つの追加された有機フッ素化合物については、近年では国内の水道水でも、原水及び浄水から検出されている状況が続いているということは聞いております。東京や沖縄などでは、高濃度で検出されています。

令和2年4月1日より、水道水質に関する基準値における位置づけが、要検討項目から水質管理目標設定項目に変更されています。PFOS及びPFOAの合算値で、先ほど御答弁ありましたとおり、50ナノグラム・パー・リットル以下とする暫定目標値が適用されて、国からこれは通知をされています。

使用量の多い県と甲府市上水でも、過去からこの2つの項目については、水質の調査はされているということは確認しております。本年は8月に検査、国に従ってこの2つの項目も検査項目とするということを確認しております。

過去の濃度は低濃度ですけれども、状況が変化する場合もありますので、水質管理の重要性から、検出状況を確認していく必要があると思っております。

そこで、質問したいんですけれども、下流域での取水や海洋への環境影響を考慮すると、これは河川上流県として省令の一部改正を受けて、六価クロム、PFOS、PFOA以外の有機フッ素化合物も含めて、引き続きの河川モニタリングが必要と考えますけれども、当局の御所見をお伺いしたいと思います。

渡辺大気水質保全課長 モニタリングの必要性という御質問でございます。

まず、六価クロムにつきましては、環境基本法に基づく環境基準項目として、水質汚濁防止法に基づき、これまでも県内25の河川で調査と、あと富士五湖で測定をしてきてございます。引き続き測定してまいりたいと考えてございます。

次に、PFOS、PFOAにつきましては、本年5月、環境省が直ちに環境基準項目とはしないものの、情報を収集する項目ということで、要監視項目に指定しております。このため、水質汚濁防止法に基づき、毎年水質測定計画を策定しているところですが、これの来年度計画に入れ込んで、PFOS、PFOAをモニタリングしていくよう、検討していきたいと考えております。

また、PFOS、PFOA以外の有機フッ素化合物につきましては、環境基本法ですとか、水質汚濁防止法等における位置づけがございません。環境省における検討状況ですとか、あと委員御指摘の水道に係る厚生労働省の検討状況、こういったものを注視しながら、モニタリングの必要性を検討してまいりたいと考えてございます。

佐野委員

ありがとうございました。以上です。

(プラスチックごみ対策について)

古屋委員

2月の定例県議会で、マイクロプラスチックごみ関連について質問させていただきました。本年4月28日に部長就任に当たっての山日新聞の記事がございまして、プラごみ抑制の周知徹底を行うという大見出しで書いてございましたが、そこで、昨年策定しました発生抑制計画に基づいて、まず1つは初年度としてどのような取り組みを進めていくのか、お伺いしたいと思います。

中澤環境・エネルギー課長 ただいまの御質問にお答えします。

委員御指摘のとおり、海に漂着するプラスチックごみにつきましては、内陸から川を流れて海に流れ出ているものが多いということで、県では3月にプラスチックごみの発生抑制計画を策定いたしましたところであります。

具体的な対策ということですが、まずはいわゆる3R、リユース、リデュース、リサイクルの3Rといった活動をより一層推進するということ、まずは基本になってくると思います。あとは、県民への意識啓発、こういったところも非常に重要になると考えております。

こうした取り組みを確かなものにするために、この秋を目途に、県民や事業者、行政が一体となった新たな推進組織を立ち上げてまいりたいと考えております。

古屋委員

大事な取り組みでございまして、これは全世界的な問題でもあります。特に私たちも上流域といいますか、一番もとにある県でございまして、あらゆるところから多分下流、海への排出をしているわけですから、今言った取り組みをあわせてやっていただくということと、もう一つは、下流域の私たちの山梨県以外の県との連携については、どのような取り組みをしていくのか、その辺の考えがありましたら、具体的にお聞かせいただきたいと思っております。

中澤環境・エネルギー課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

下流域との連携ということで、これにつきましては非常に重要だと考えております。具体的には、神奈川県ですとか静岡県と協同した取り組みについて今検討を行っているところであります。コロナの影響がございましたので、当初予定をしておりました普及啓発活動ですとか、海岸でのごみ拾い活動ですとか、そういったものが今、中断といいますか、そういう状況にございますけれども、状況を見ながら、またそういった取り組みを再開する中で、下流域と連携を図ってまいりたいと考えております。

古屋委員

今こういう事態でございまして、それぞれ行政がこちらのほうにシフトして、そこを重点的にかかわっているということでございまして、十分理解するわけですが、少し落ちついたら、こうした取り組みもやっていただきたいと思っております。

最後に、大変難しい内容だと思うんですけど、山梨県として、このプラごみなり、いわゆるマイクロプラスチックごみの数値目標については、どのように考えているのか、あるいは数字設定ができていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

中澤環境・エネルギー課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

このプラごみ対策に限定しました数値目標については、現時点では設定しておりません。プラごみ対策というのは、海洋汚染の問題に加えて、地球温暖化対策としても非常に重要なものだと考えております。地球温暖化に対しましては、2050年には、CO₂排出ゼロを目指すという目標を設定しております。当面は、その目標に向かって、プラごみ対策についても積極的に推進してまいりたいと考えております。

古屋委員 最後に部長に、この記事に掲載した際の決意といいますか、考え方をお伺いしたいと思います。やはり幾つか本会議の中でも出ておりますが、コロナの問題を含めて、本県は環境が非常にいいということの中の一つの売りとして、やっぱりこの取り組みは全県を挙げてやっていく必要があると思います。その辺を含めて、もし部長のお考えがあれば、最後にお聞かせいただきたいと思ます。

村松森林環境部長 プラスチックごみについて、取り組みの決意ということでございますけれども、やはり県民と行政、それから事業者、いろんなお立場の方がいらっしゃるわけですが、それぞれがプラスチックごみに対する問題意識というものもしっかり共有して、それぞれの立場でやるべきことをやっていくということが、極めて重要であろうと思っております。

したがって、まずは先ほど課長からも御答弁いたしましたとおり、プラスチックごみ削減に対する普及啓発、意識の醸成というものをしっかりしていかなければならないということで、あすからレジ袋が有料化ということで、これは全国的な流れでございますが、本県では既にかなり先行した取り組みが進んでいるという状況でございます。そういったこれまでの積み重ねもしっかり生かしながら、これからこのプラスチックごみの削減の取り組みを、県全体として推進していくような、そういう体制をしっかりつくっていきたく思っております。

非常に便利なものですので、それだけに削減していくのはなかなか難しい面もあろうかと思っておりますけれども、しっかり海洋汚染の問題など、さまざまな問題を提起させていただきまして、県全体として、取り組みを進めていきたいと思っております。

(新型コロナウイルスによる林業への影響等について)

向山副委員長 新型コロナウイルス関係の山梨県内の現状で、林業への影響等が認識としてあるかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

金丸林業振興課長 新型コロナウイルス感染拡大による林業、木材産業への影響ということで、県では、関係団体等を通じまして、毎週情報収集をしているところです。森林整備などの林業の現場におきましては、屋外での作業が主ということで、いわゆる3密の状況とはならないことや、それから事業量も含めまして、新型コロナウイルスの感染拡大が及ぼす影響は、今のところ見られない状況です。

一方で、木材産業におきましては、全国の4月の新設住宅着工が前年同月比12.9%の減という国交省のデータもありまして、今後影響が徐々に拡大することが予想されます。こうした中、県内の木材市場では、木材需要の減少による大口顧客の買い控え等が見られ始めていることから、経営に影響を受けた林業事業者等への支援としまして、国の金融政策について情報提供するとともに、活用に向けた相談にも応じております。

向山副委員長 これからの影響というところに懸念があると今、認識をしましたが、例

えば、宮崎県などは既に林業事業者の木材出荷を目的とした伐採の管理、森林の保全作業を促す取り組みということで、県として雇用と木材生産のさらなる取り組みということを行っています。

県として、今回の補正予算等には、新型コロナ対策としての予算が盛りされていないと承知をしているんですけども、取り組みとして林業対策、新型コロナ対策としてこれからも含めて行っていくこと、また今行っていることをお伺いしたいと思います。

金丸林業振興課長 コロナ対策としての県産材の活用ということですけども、県産材を活用した新型コロナウイルスの感染防止の取り組みといたしまして、県内の合板工場で生じた端材を活用しまして、地場の木工所において飛沫感染防止用のスクリーンを作成し、県庁内での設置を初め、民間施設等でも活用していただくよう、県のホームページで紹介しているところです。

また、自宅で過ごす時間がふえるという中で、県内の木工所等で作成しました、家庭で簡単に組み立てられる椅子や小物入れ等の各種木工製品キットについても県のホームページで紹介をしているところです。

向山副委員長 地域材を使った飛沫感染防止のこういった隔離板みたいなもので、枠を県産材でやるということだと思います。すごくいい取り組みだと思うんですけども、実際に今どのぐらいの発注と、また出ている部分があるのか、具体的にどういところで今使われているのか、わかればお伺いします。

金丸林業振興課長 6月現在ですけども、45基ほど設置をしております、県庁内を中心に森林環境部から始まりまして、県民生活センターや、来客者がいるようなところで活用させていただいております、徐々に県関係以外にも要望が上がりつつありますので、今後更に広めていきたいと考えております。

向山副委員長 新型コロナの影響で、これからを見据えて取り組むべきものと、今現状この新型コロナで、逆に今おっしゃっていただいたような対策として、県産材利用の促進が図れるような施策を同時並行で進めながら、考えながら鋭意進めてほしいと思います。

自分も写真で見させてもらって、アクリル板タイプのものとか、本当に木のぬくもりがあるような形に見えますので、県庁内だけにとどまらず、いろんなところで使っていただけるような周知も、ぜひ積極的に行っていただければと思います。よろしくお伺いいたします。

金丸林業振興課長 先ほどの飛沫スクリーンですけども、さまざまな場所で利用することによりまして、県産木材のPRにもつながりますので、関係機関等を通じまして、さらなる周知を図りたいと思っております。

(ごみ処理の広域化について)

桜本委員 広域のごみ処理施設の件ですが、首長さんたちに任せているという非公開の部分もあるので、なかなかそのエリアの住民の方々にも広まっていけないという状況の中で、以前、一度ぐらいは広報で示していただいた部分がありますが、

今の状況を報告していただけますか。

河西環境整備課長　ごみ処理の広域化についての御質問でございますが、平成11年に県が初めて山梨県の広域化処理計画をつくりまして、平成30年に3代目の計画を策定してございます。昨年来は委員の地元である中巨摩を含めまして、峡北、中巨摩、峡南で活発な議論が行われまして、その中で最終的に建設候補地が決定されたという経過がございます。

その議論の際に、私どもから、施設の整備に対するメリットですとか、広域化計画の内容について、そういったものを議論する委員会に対して十分に説明するとともに、その内容について、住民説明において十分に生かしていただきたいというお願いをしている経緯でございます。

桜本委員　今現在、中央市の地域で、検討されているということは聞いているんですが、我々に対してもそうですけど、県民に対してその進捗状況だとか、あるいは条件がどういう部分で出てきているのかどうかということは、やっぱりある程度知らしめなければ、県費もある部分使われるわけですので、地域が絞られた以上は、もう中央市の中での部分もありますので、そろそろこういった情報については公開をしていくと。それによって、やはりごみの費用の負担というものも変わってくるわけですし、それは家計にも影響するものでもあります。

そういった意味も含めて、そろそろ非公開から公開というようなことを、全体的な事務組合というところにお話をいただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

河西環境整備課長　一部事務組合における地域住民に対する説明ですとか、用地交渉ですとか、そういった状況について、今現在、私どもは十分に軌道に乗っていると判断しておりますので、状況は把握しておりませんが、今委員のおっしゃった内容を参考にいたしまして、早速、一部事務組合と意見交換させていただいて、必要な情報開示等がもしあるのであれば、そういった助言等を行っていきたいと考えています。

主な質疑等 県土整備部関係

※第69号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(新しい生活様式推進設備改修等支援事業費について)

流石委員 私は、県土の13ページ、新しい生活様式推進設備改修等支援事業費についてお伺いいたします。

この対象は飲食業、宿泊業となっておりますが、それ以外の業種はあるんですか。ちょっとお聞きしたいんですが。

大澤建築住宅課長 飲食業、宿泊業以外の業種という御質問でございます。

このやまなしグリーン・ゾーン認証制度における認証でございますが、この補助制度はその取得促進に向けまして、事業者の負担を軽減するために設備改修などといったものに対して助成するものでございます。

現在、この認証制度の対象につきまして、認証基準というものを出示しておりますが、それにつきましては、公表しているのは飲食店と宿泊業のみということでございます。そのため、この補助も、当然それに対しての補助なので、同様に飲食と宿泊業ということにさせていただいております。

しかし、今後、利用者の消費動向などを見定めた上で、認証制度の対象となる業種の拡大ということも考えているところでございますので、それに合わせて補助制度の対象となる業種も拡大されていくと考えております。

流石委員 やはり、ほかの業種も対象にさせていただければありがたいと思っております。ぜひ前向きな対応をしていただければありがたいと思います。

それから、今度はこの補助の対象物なんですけれども、換気設備、パーティションというように書いてあります。それ以外のものもあるんでしょうか。

大澤建築住宅課長 この基準に乗ったものが基本的に対象になってくるということでございますが、今考えているのは、換気扇ですとかパーティションのほかにも、衛生管理の徹底を図るものとしまして、非接触型の自動ドアですとか、あるいは非接触型の自動水栓、手をやると水が出てくるとか、そういったもので建物に固定したものの、こういったものが対象になると考えてございます。

流石委員 今年度中にそういうものでしていただければありがたいと思うんですけれども、何件くらい補助することを想定しているんでしょうか。

大澤建築住宅課長 今、補助金限度額を50万円ということで設定しており、限度額目いっぱいまでとしたときに、450件程度ということをご想定してございます。

流石委員 ぜひ、いろんなところで使っていただければありがたいと思っております。それから、最後になりますけれども、やはり一番大事なことは周知なんです

よね。皆さんにどのように周知するか。これは観光文化部であったり、いろいろ複雑なんですよ、はっきり言うと。建築住宅課はこれだということを聞いているんですが、周知の方法としてわかりやすくしていただければ、もっとありがたいと思いますけど、いかがなものでしょうか。

大澤建築住宅課長 委員御指摘のとおりでございまして、とにかく事業を営んでいる方に、補助制度については迅速に、そしてわかりやすく伝えていくことが第一だと思っております。そうしたことを踏まえまして、制度についてのリーフレットの作成ですとか、事業者向けの補助制度の手引き。これは非常にわかりやすい形で作ろうということで今、作成しているところでございます。

周知でございしますが、今、委員からの御指摘にあったように、幾つかの部局をまたいでおります。そういったところと連携をしながら周知をしていくということを考えております。

具体的には、県のホームページですとか、広報紙への掲載、あるいは商工団体の機関紙を活用しての配布ですとか、そういったことを、ほかの部局の制度、グリーン・ゾーン制度も含め、全体の方と協力しながら今、進めているところでございます。

流石委員

コロナというのは、ことしだけ、もう来年はないとは限らないんですよ。周知もそうなんですけど、この対象は単年度かと思われるんですが、来年度も、ぜひ二、三年はやっぱり欲しいなと私は思うんです。答弁は要らないんですけども、ぜひ、ことしだけじゃなくて、来年、再来年もこうしていただければありがたい。まだこれもしてほしい、あれもしてほしいというのがきっとあると思うので、ぜひその辺のところを頭に入れていただければありがたいと思います。

(新しい生活様式推進設備改修等支援事業費について)

古屋委員

今、流石委員からもお話がありましたけど、ちょっとわかりにくいのは、このグリーン・ゾーン構想の補助金の関係で、観光文化部のいわゆる備品購入などの場合は300万円以下で助成ができるということになっていると思うんですが、今、ここに書いてありますように、パーティションなどというのは、これはどちらかというとな備品ではないかと思っています。県土整備部で行うところと、備品も購入して改修を、というような事業が発生する可能性が高いと思うんですが、そういった場合、それぞれの課をまたいでということになります。補助金の申請の仕方とか、そういう手続上の問題だとか、あるいはその辺の県民へのわかりやすい説明というのは、どのように考えているのか。その辺をお伺いしたいと思います。

大澤建築住宅課長 県土整備部で該当しますのは、今、委員からもお話をいただきました、建物に固定しているものというのが、私どもの所管になります。そのため、換気設備ですとか、それも建物につくもので、このパーティションなども、これは床づけのもの、動かさないものということで想定しております。

観光文化部のほうは備品ということで、持ち運びが可能なものということで、卓上に置くような感染防止のパーティションとか間仕切りのようなものが対象

になります。

補助の申請の関係ですが、わかるように表示しながら、周知をしているつもりでおりますが、対象となる観光部とも、随時打ち合わせしております、その辺はお互いにそごがないように、これからも調整をしてみたいと思います。

古屋委員

ぜひやっていただきたいと思いますし、パーティションなどは1回固定してしまっても、動かす場合が出てくるわけですね。そうすると、補助金のほうは今言っている県土整備部のほうでもらっていて、動かせないというようなことも、基本的な考え方でいけば出てくると思うので、その辺の連携は、ぜひしっかりやっていただいて、うまくこの事業が回るようにしていただきたいと思います。

(新しい生活様式推進設備改修等支援事業費について)

桜本委員

今の部分のことなんですが、この補助金の執行は、市町村をまたがないで、直接、県の対応なんですか。

大澤建築住宅課長 市町村は間に入ることはございません。県の補助金でございます。

桜本委員

今、450件という話が出たんですが、今の職員体制でそこまでのものを完結できるんですか。

大澤建築住宅課長 委員御指摘のとおり、今の職員体制ではちょっと厳しい面がございますので、迅速になおかつ正確にやっていかなければならないので、その辺は外部委託ということで考えております。

桜本委員

そういったことは、やっぱり明確に言わないと。

例えば、外部委託の場合、どういった委託先を考えているのか。委託するわけですから、委託費用なども出てくるわけですね。そういった総体的なものが、やっぱり説明から抜けていると思うんですよ。そのことについてお答え願えますか。

大澤建築住宅課長 説明不足で大変申しわけございません。委託につきましては、今のところこれは建築物に所属するものということで、建築を所管する団体を考えておりました、具体的には、建築事務所協会等を考えてございます。換気扇などを設置するときも、建物の現状の構造に影響を与えないこと、それも見てもらったりですとか、あるいは換気扇をつける場合、つけても空気の流れがございますので、そういったところを見てもらったり、そういったところも含めて、やはり建築の専門家がいいだろうということで、県内110の団体が所属しています。そういった大きいところを考えてございます。

委託費でございますが、このうち1,260万円を委託費として予算計上してございます。

桜本委員

やはりこういった景気が低迷しているところですので、職種もたくさんふや

さなければならぬということ、専門家で構成されている委員会で、こういった細かいことを決めてきたかとは思いますが、それを例えば少ない業者さんだけに絞るということではなくて、やはりここでグリーン・ゾーンの認証を受けるにおいては、いろいろな御意見も聞かなければならないと思うんですね。

業者というか、例えば、さきに出たように非接触型のものですか、そうすると今度はドアの関係に発展をしていくわけですが、やはりこういった面にも使える、こういったものがありますよということを、専門家の中で、もっともっと発掘してもらいたいということも大事じゃないんですかね。いかがですか。

大澤建築住宅課長 委員御指摘のとおりでございます、先ほど私が説明をしましたグリーン・ゾーン認証制度の委員会というものがございます。こちらの委員会は、建築の専門家あるいは医療や病院の管理の専門家、公衆衛生学ということで、大学の教授ですとか、あとは旅行業などの関係、この専門家の方たちが5人で委員を組まれておりまして、その方たちの意見を聞きながら、基準を策定してございます。

そのため、基準は、そういったことも踏まえて策定されている内容でございます、その内容を踏まえまして、建物、ハードの補助制度ということも、私どもで補助制度として所管させていただいております。

桜本委員

ここに対象者が従業員数5人以下とか、宿泊業20人以下と出ているんですが、そこで、6人だけでも何とかありませんかとか、21人だからという、そういったこの数字を決めてしまうと、そこで1人の差が非常に大きい差に変わっていくと思うんですね。

やはり、ここについては要相談だとか、そういったあいまいさもちょっと残しておかないと、5人、20人で区切られてしまうと、こういった補助制度でありますので、その辺の申請者の声も聞いていただくことも必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

大澤建築住宅課長 この補助制度では小規模事業者ということで、この人数を設定させていただいています。これは法律の小規模企業共済法など、そういったものを基準に決めていることで、これは私どもだけではございません。このグリーン・ゾーンに係る補助制度全部がこういう基準となっております。

やはりどこかで線を引かなければならないので、このように20人、5人というところで線を引かせていただいたところでございますので、それでやらせていただきたいと思いますと考えております。

桜本委員

この5人、20人は、いつ現在か。申請日時におけるものなんでしょうか。

大澤建築住宅課長 委員御指摘のとおり、申請のときにおける人数ということで考えてございます。

(新しい生活様式推進設備改修等支援事業費について)

清水委員

1点だけちょっと確認させてください。

今の質問との関連ですが、私は、小規模事業者というのがすごく気になって

います。今の産業構造のくくりの中で決まっているからと、これを適用したというお話だったんですけども、この5人以下と20人以下という、この比率はどのくらいなのでしょう、県内におけるこの規模の比率は。

大澤建築住宅課長 小規模事業者が占める割合というのは、大体7割から8割程度ということで、全体の事業者の大体7割から8割を小規模事業者が占めてございます。

この飲食店、宿泊業に絞りますと78%程度ですか、それが小規模事業者の割合になっております。

清水委員 飲食業5人以下は何%で、20人以下が何%かと、その数字をちょっと教えてください。

大澤建築住宅課長 その数字は今、手元に持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきます。

乙黒委員長 では、改めて資料として要求するという形でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(後日、建築住宅課から資料の提出があり、各委員へ配付された。)

(新しい生活様式推進設備改修等支援事業費について)

向山副委員長 ほかの委員から質問があったので、自分は重ならないように確認だけさせていただきたいんですけども、宿泊業者についてなんですけど、これは民泊というのは入るんですかね。民泊事業者というのは。

大澤建築住宅課長 民泊は、旅館業法の許可の対象になっておりません。旅館業法の中の位置づけには入ってございませんので、対象にはならないということでございます。

向山副委員長 あと、古屋委員から質問のあった部分で、観光文化部でやっている新しい生活様式推進機器購入等支援事業費補助金というのはわかったんですけど、今回追加で新しく出てきた、新しい生活様式推進宿泊施設支援事業費補助金のこの300万円と、この150万円の違いというのが、なかなかわかりにくくて、そこら辺をちょっと明確にしておきたいんですけども。

大澤建築住宅課長 300万円というのは、観光文化部のほうでやっているものだと思うんですが、そちらについては、熱感知カメラなど、それも中小向けの備品の設備ということを知っております。

私どものほうは、先ほど言いましたように、主なものとすれば、換気扇を含めまして4つということで、必ず建物に固定されるそういった感染症予防対策のものというところすみ分けをしているところでございます。

向山副委員長 前いただいた資料で、観光文化部のほうは認証基準に適合するための機器設備等と書いてあって、県土整備部は認証基準に適合するための設備改修等とあるんですけど、明確にどこが変わると担当部局が変わるという区割りになって

いるのか。ちょっとわかりにくいので、わかりやすく言っていただけるとありがたいと思います。

大澤建築住宅課長 非常にわかりづらいという御指摘でございます。

単純に言いますと、建物にくっついていて、ほかのところに持ち運びができないものであるかということと、そこに床置きで備品的な取り扱いであるかというところで分けてございます。建物にくっつくもの、これにつきましては、私ども建築住宅課のほうで所管しているという内容でございます。

向山副委員長 わかりました。勝手なイメージでいくと、固定のものの方が費用が高くなる気がするんですけど、固定のほうで150万円で、動かせるものが300万円という、この金額はどういう基準で定めているんですか。

大澤建築住宅課長 固定というのは、換気扇ですとか自動ドア、水栓、そういったものを想定してございます。観光文化部のほうでも、それ以外に30万円の備品の補助というのがございますが、それはこういったところに置いておくようなパーティションですとか、そういう簡易なものは30万円であるんですが、300万円というのは、もっと大きい、人の熱をはかるような機械ですとか、そういったことを聞いております。

向山副委員長 この委員の皆さんもなかなか理解できない状況で、これから来月以降スタートするという中で、なかなか県民の皆さんにその差異をわかってもらおうというのは、すごく大変な作業だと思うんです。

そうしたときに、県土整備部だけでやるというのはなかなか難しいと思うのですが、この窓口というのは、基本的には各制度ごとに行うという認識でいいのか、ワンストップ窓口があって、そこで受けてどの補助かというのを振り分けるのか。そこは今どういう状況になっていますでしょうか。

大澤建築住宅課長 今のところワンストップ窓口ということは考えてございません。それぞれの補助金のところで、それぞれの窓口を設けて、そこで対応することで動いておりますが、あとはそれぞれのところで受け付けたものを、柔軟に連絡調整をする横のつながりはとるようというところで今、調整してございます。

向山副委員長 ぜひそこは柔軟にやっていただくとともに、できればこれから運用していくに当たって、やっぱり「ここに電話をすれば、どういう補助金ができるか」というのがあったほうが、絶対に利用者は利用しやすいと思うので、そういう相談窓口とか、グリーン・ゾーン構想の補助金に対しての、1つ受け皿的なものはつくっていただいたほうがいいと思います。県土整備部だけではできない部分があると思いますので、全庁的にぜひ取り組んでいただきたいと思います。

最後に1点だけお伺いしたいんですけど、一応いい人が全員申請してくれるという前提でやっていると思うんですけど、万が一この制度を悪用した場合とか、あるいは制度自体にそぐわなくて、補助金だけもらって認証を受けないような業者が出てきたときにどう対応するんですか。そこら辺の制度設計というのが、もしできている部分があればお伺いしたいと思います。

大澤建築住宅課長 補助金につきましては、補助金交付指導要綱をつくりまして、それに基づき交付します。補助金交付前には、交付申請をしていただいて、まず事前のチェック、それから今度完成した後の事後のチェックということで、現場を見に行くことを含めまして、一連の流れの中でしっかり補助金交付要綱に基づいて確認をいたします。

その中で、もし交付要綱に基づきまして、だめなものがありましたら返還ということも、その要綱の中にございますので、それに基づきまして、きっちりに対応させていただきたいと思います。

それと、先ほどの観光とか産業とかがございましたが、それは横のつながりを取りまして、また検討をさせていただきたいと思います。

向山副委員長 本当に突貫工事をつくったところもあると思うんですけど、ぜひ県民の皆さんには、すごく有益な制度になると思いますので、ぜひいい制度にして続けていっていただけるようお願いして、終わりにしたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第72号 令和2年度山梨県流域下水道事業会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第76号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(新しい生活様式推進設備改修等支援事業費について)

桜本委員 この中には委託費というものは含まれていないんですか。

大澤建築住宅課長 失礼いたしました。委託費が含まれておりまして、委託費は金額がふえましたので、2,520万円になってございます。

桜本委員 委託の金額を見ても、件数が450件ということを見ると、ちょっと割り算がすぐできないんですが、先ほどの金額だと2万8,000円ぐらいだったんですね。今回の2,500万円ほどを足しても、それほどの1件当たりの申請を受け付ける、あるいは内容を確認する、そして調査をするという、その委託先に

はどこからどこの範囲を委託するのでしょうか。

大澤建築住宅課長 まず、交付申請でございますが、それをもって内容を審査するというところで、それがこの補助要綱に合っているかということ。それが建築物に対して建築基準法等において支障を与えていないかということを含めまして、そういったことも審査すると同時に、あとはこの制度自体の説明ですね、相談窓口。こういったこともやっていただく予定でございます。

前は、換気扇とかその程度のことで50万円と考えておりましたが、150万円になると、かなりいろんなものが出てきますので、そういったことも含めまして委託費を設定してございます。

桜本委員 ちょっと甘いな。やっぱり金額がふえれば、施工も難しくなるわけですね。それが建築基準法上に合うのか、あるいは消防法に照らして適切なのかも含めると、非常に厄介なところもあると思うんですね。

例えば、現場に赴いて、図面ではわからないところを現場で見なければならぬとか、あるいは施工前、施工後ということで、やっぱり補助金ですから、きちっとした書類を整えなければならない。そういったところも含まれるんですか。

大澤建築住宅課長 書類の内容のチェックも含めまして、現場に行きまして、現場でそれがちゃんと施行されているか、あとは既存の建物に何かをつけましたときに、その建物に影響があって、何か構造的に支障があるとまずいので、そういったところも含めまして確認していただく。こういったことを想定してございます。

桜本委員 こういった小規模事業者ですから、古い建物もあると思うんです。だから、例えば、そのときの建築確認申請書を確認しなければならないこととか、非常に業務というものが、一つの改修工事として金額がふえてくればくるほど、複雑多様になってくる中で、受けたはいいけど、後のチェックがおろそかになるということはありませんかね。市場価格として、この委託料というのが適正価格なんですかね。それとも450件というのは数字上だけで、具体的にはそこまできかないと思っているのか。その辺は、適正な価格だと思いますか。

大澤建築住宅課長 450件ということで想定しているんですが、このマックス150万円の限度額までいったときに450件を想定して、全体の補助ボリュームを想定してございます。そのため、実際は補助金額で450件よりも多くなることも想定できるんですが、あとは固定費ということで、そこで必ず借りる場所ですとか、あとはそこに必ず常駐する方、こういうお金も当然必要でございまして、それも含めまして見積もり等を徴収しながら、あとは人件費等を割り出しまして、それは予算額でございまして、そういう設定の仕方をしてございます。

桜本委員 最終的にまた不足額が出ただとか、そういったことにならないように、よく委託先とも綿密な調整を図りながら、やっぱり無理を強いてしまえば、その結果はいいもの、いいことに結びつきませんので、ぜひまたその辺の労力というものも、よく適時的確にアドバイス等もしてあげてください。

大澤建築住宅課長 委員御指摘のとおり、この制度は迅速に正確にやることが第一だと思っています。その点、十分心に踏まえまして、今後取り組んでいきたいと思えます。よろしく願いいたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(道路清掃業務の委託について)

久保田委員 県下全域の道路清掃の業務の入札方法について伺います。
建協クリーンロードに委託している道路清掃業務は一般競争入札方式をとっているが、この入札の参加状況はどのようになっているか、お伺いします。

風間道路管理課長 委員御質問の清掃業務ですけれども、県管理道路の路面清掃、また、歩道の清掃、ガードレールの清掃、トンネルの清掃などを行っております。

公告の際の参加条件としましては、県内に本店があること。建設工事等の入札参加資格を有していること。廃棄物処理の許可取得者または見込み者であること。大型自動車運転免許を有する者5名以上を雇用していること。会社、技術者ともに求めるのですけれども、道路清掃車を使用した道路清掃業務の実績、または、1億円以上の道路維持工事等の実績を有することとしております。

久保田委員 では、この条件を設定した場合、山梨県内で対象となる企業が何社あるんですか。

風間道路管理課長 公告の際ですが、廃棄物処理の資格を取得していた業者は確認できませんけれども、1億円以上の道路維持工事の実績ということでは、当時、約17社程度あったと認識しております。

久保田委員 知るところによりますと、建協クリーンロード株式会社しか参加していないということです。これでは一般競争入札とは言えません。

なぜ、この会社しか参加できないかわかっていながら、このような条件を設定したのか、ちょっと伺います。

風間道路管理課長 道路清掃業務は、一般廃棄物の収集運搬、また産業廃棄物の収集運搬の許可を必要とする特殊な業務ですので、参加条件が厳しいものとなっております。

また、公道上の業務なので、作業員や通行車両、歩行者等の安全性を確保する必要があることから、類似業務、似たような業務や施工規模の施工の実績を求めています。

以上です。

久保田委員 この入札の落札率ですか、予定価格の何%だったのですか。

風間道路管理課長 今回の業務の落札率は約96%です。

久保田委員 いずれにしても、一般競争入札は、県民の税金を効率的に使うために行うものじゃないかと思います。1社しか参加できないような入札参加条件では、競争入札にはならないのではないかと、競争原理を働かせるには入札方法を検討すべきじゃないかと思いますが、これに対してどう思いますか。

風間道路管理課長 廃棄物許可の取得状況は確認できないんですけども、入札参加資格では、許可を取得見込みの者でも可能としております。企業の経営判断で入札参加する業務があれば、参加は可能と考えております。

また、入札方法は一般競争入札であり、競争性は確保されておると考えております。

久保田委員 大体、入札のことはわかりましたけど、この道路清掃費の委託料の積算について伺います。道路清掃業務で委託の直接工事費の労務費の総額は幾らですか。

風間道路管理課長 約3億4,000万円です。

久保田委員 清掃車両は、清掃会社の車両ですか。

風間道路管理課長 県から貸与している車両がありまして、路面清掃車5台、ガードレール清掃車1台を貸与しております。

久保田委員 これらの車両の修繕費は、この委託料に含まれているんですかね。

風間道路管理課長 車両の修繕費等も含まれております。

久保田委員 労務費を積算するにあたって、1台の清掃車両には何人を想定しているんですか。

風間道路管理課長 普通作業員や土木一般世話役など、職種によりまして、1日当たりの人数は同じではないので、ぴったりの人数とは言えないんですけども、大体5人とか6人とかを想定しています。

久保田委員 県は五、六人体制の積算ということですけど、実際は清掃車両に対して4人もしくは3人体制で行っていることを聞いておりますけど、この体制で道路清掃をどう認めるのか。

風間道路管理課長 先ほどの想定5人とか6人というのは、想定して積算しているものであります。1作業班当たりの配置人数とかは、契約上縛っていないので、受託者が法令を守って、作業上の安全確保、作業性から判断するものと考えております。

す。

久保田委員 建協クリーンロードの決算書は見たことありますか。

風間道路管理課長 決算書については会社の内部資料なので、済みません、見たことはありません。

久保田委員 決算を見ますと、建設業協同組合に管理手数料を年間2,400万円、建設業協力企業給付金が130万円。交際費が140万円支払っていることも、当然知らないということですね。

風間道路管理課長 はい、存じておりません。

久保田委員 建設業の協同組合の管理手数料が2,400万円と、建設業への給付金が130万円。これがずっと10年以上続いているんですよね。これも知らないということかな。

風間道路管理課長 会社の内部の情報ですので、把握しておりません。申しわけありません。

久保田委員 この内部管理者にはね、県職のOBが2人、女子社員が1人、今年から警察官OBを1人増員しています。この4人の事務処理をするためにいるのではないかな。それが月額200万の事務処理を払っている。建設協同組合が、管理料を取っているのかなと思われるんですけど、それも知らないということかな。

風間道路管理課長 会社の内部事情なので、存じておりません。

久保田委員 県が委託している建協クリーンロードの労働組合が現在、県労委に不当労働行為救済申し立てをしておりますけど、その内容についてわかっておりますか。

風間道路管理課長 不当労働行為の救済の申し立てを行っているということは承知しておりますけども、詳細な内容については存じておりません。

久保田委員 この交通の激しい主要県道の清掃は、極めて危険な作業だと思います。危険を伴う道路清掃をしているのに、現場の上司と部下がパワハラで混乱している会社に委託することが適切かどうかと思いますけど。

風間道路管理課長 会社の内部事情に関わることなので把握しておりませんが、仮にそういうパワハラなどの行為が認められた場合でも、契約相手として不適切だとすぐには判断できないものと考えております。

久保田委員 私が思うに、この委託料ですか、車両1台が四、五千万円するのではないですかね。それを自分でもってやるのであれば、そんな入札しないと思うんですよね、何億円もかかる事業。やはり、県の車だし、それに対して、入札のもっと幅を広げた方がいいんじゃないかなと。いわゆる、こんなこと言っているの

か、我々も町会議員、市会議員、県会議員をしたんですけど、この建設会社を入れたくないから点数を上げたり下げたり、そういうことも耳にしますけど、やっぱり条件も下げられるんじゃないかなど。そういうものを検討してもらいたい。

そして、この労組と会社内の騒動を鎮圧するというんですか、そういうことも、県の方からいろいろ力を貸しておさめてほしいなど。これは要望ですけども。

そういうことで、私の言わんとしていることは、建協クリーンロードの会社の中が少し内紛しているんじゃないかなど。話し合いの中に、先ほど言ったように入ってもらって、適正な仕事ができるようお願いして、私の質問とします。

風間道路管理課長 社内の労働争議とかそういうものに対して、県土整備部としては対応できないと考えておりますけれども、契約した道路清掃業務に関することにつきましては、指導していきたいと考えております。

久保田委員 ぜひよろしくをお願いします。

(土砂災害対策の進捗状況について)

清水委員 県内の土砂災害対策の進捗状況について、二、三お尋ねします。

今回発行されました県の広報紙ふれあいの10ページにも記事があるんですけども、昨年10月は特別警報が20市町村に出された。今はちょうど九州ですごい豪雨があって、災害の危機にあるという状態なんですけども、山梨県内も土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンといわれるものがあるって、それが七千何件かと、すごい数あるんですね。

質問したいのは、土砂災害警戒区域が幾つかこの内容によって分類されているとお聞きしているんですけども、その分類内容と、その分類に何カ所該当しているかというところを、まずお尋ねいたします。

岩館技監（砂防課長事務取扱） 御指摘いただきました土砂災害警戒区域、こちらにつきましては、法律に基づきまして厳正な調査、そして指定を行っております。本県では、平成23年までに土石流の警戒区域、土石流というものは、ふだん水がないような沢も含めまして、水と巨石が一気に流れ下るのを土石流と申します。そちらの危険区域が2,442カ所。

地すべりの危険箇所、この地すべりというものは、地下水によりまして、山崩れとも申しますけども、表面に立っている木、あとは家、そういったものが形を残したまま滑り落ちる現象、この地すべりは289カ所。

加えまして急傾斜地、一般には崖崩れと申しますけども、地表から約2メートル、表層、浅いところの土砂が一気に崩れ落ちる、スピードを持って崩れ落ちる現象、こちらが4,360カ所。

計7,091カ所につきまして調査指定を終えているところでございます。

清水委員 山梨県は山岳県だということで、7,091というのはすごい数だと思うんですね。異常気象が毎年のように発生して、しかもそれが想定外という規模で拡

大を続けているという中において、こういった危険箇所を早く何とか対策してもらいたいと、県民がみんな思っているんですね。

今お話があった7,091というのは莫大な数なんですけども、これを工事、対策をとるのもすごく大変なことで、お金も時間もかかると思うんですけども、県民が知りたいたいのは、この数字はわかったと、だったらいつになったら安心できるのかという、そういう進捗を知りたいと思うわけですよね。

県として、この7,091に対してここまで進んだから安心してと、その内容をどんな形で公表するのか。今までずっと見てみると、その辺があまり明確でないので、県民が本当にいつになったら安心できるのかというところが、よくわからないところだと思うんですよ。

そこで、どのような方法で進捗管理をして、どのような方法で県民の皆さんに向かって安心を公表するかというところについてお尋ねします。

岩館技監（砂防課長事務取扱） 事業の進捗状況につきまして御質問をいただきました。

砂防事業、一般的には、山の中で複数の砂防ダムをつくらないといけない。また、民家密集地、そうした狭いところの施工も求められるということでございまして、1カ所の事業を完了するまでに数年かかってしまうというところでもございまして、短期間での進捗状況をなかなかお示しづらいといった状況がございまして、

そういったことがございまして、本年の3月に策定いたしました社会資本整備重点計画、第4次の重点計画におきましては、施設整備が、例えば崖崩れの対策を、1カ所100メートルのうち50メートルでもやれば、そういった整備をすることで保全される人家戸数というものを指標とさせていただきます。本年度から令和4年度までという短期スパンにおいて700戸増加させるという目標を設定させていただきます。少しでもこの事業進捗というものを見える化したいという形で、今考えております。

清水委員

人家戸数を評価対象にするということは、理にかなっていると思うんですけども、いろんな都市計画とか人の移動などによって、その構成も変わってくるので、その辺も小まめにフォローしながら、その人家戸数を評価基準にするというのは、これからはしっかりやっていただければいいかなと。

タイムリーに皆さんに公表していく。ここまで進んだよと、安心感がここまで上がったよということがわかるように、タイムリーにやっていただきたいと、このようにお願いしまして、終わります。

(中小河川の現状等について)

向山副委員長

自分は河川の関係でちょっとお伺いをしたいと思います。

昨日の朝日新聞の1面に「中小河川 進まぬ浸水想定」ということで、全国の数字が出ていまして、全国約8,000の中小河川のうち、半数超が浸水のおそれがある区域の指定が未指定のままであることがわかったということなんですけども、山梨県の中小河川の現状等について、わかっている数字等があればお伺いをしたいと思います。

宮川治水課長

浸水想定区域図についてなんですけれども、これは水害への備えを定めまし

た水防法の中で位置づけられていまして、面積の広い洪水予報河川と主要な中小河川である水位周知河川、これについては浸水想定図をつくるのが義務づけられています。

山梨県の管理河川の数には610河川となっております。今現在、浸水想定図につきましては、荒川と塩川の2つの洪水予報河川と12の水位周知河川を指定し、公開しているところで、14河川の浸水想定区域図を公表しているところでございます。

あと、今年度と来年度で、氾濫時に影響が大きい河川ということで、国や関係市町村と協議しまして、水位周知河川に今年度3河川、来年度3河川ずつを追加指定して、浸水想定区域を公表する予定でございます。

先ほど610から今公表している14を引けば、596河川については、浸水想定区域図がないということなんですけれども、国において今年度をめどに浸水想定区域の参考となるものを、ある程度作成してこちらのほうにだけ欲しいという話になってございます。

そういったことで、今年度は国から提供を受ける資料につきまして、洪水ハザードマップを作成する市町村に情報として提供をしていきたいと考えているところでございます。

向山副委員長

ありがとうございます。数だけ聞いてしまうと、596が未指定ということで、そんなに指定しないところがあって大丈夫なのかと、県民の皆さんが思ってしまうところがあるかもしれないんですけども、そこは丁寧に県のほうで、その部分についてもきちんと市町村と連携をして、大きい河川からしっかりやって、水防対策はしていますよということはずひ広報、周知をしていただきたいと思えます。

その朝日新聞の記事の後ろのほうに、他県の例として、予算が足りない部分が指定の進まない要因だというようなところがあるんですけども、山梨県の現状として、未指定部分がまだ多いというのは、どういう要因が考えられるのか、お伺いしたいと思います。

宮川治水課長

山梨県の場合、関東近県においても、他県に比べて河川の数として、小さい河川が非常に多いというようなことも要因としてあるところでございます。

予算の関係につきましては、今年度、水位周知河川3河川、来年度3河川ということで、その中でしっかり大きい河川についての試算等、氾濫の区域を計算して、浸水の想定区域図を公表していきたいと考えております。予算の心配はなく、しっかりこれらの大きい河川をやっていくことで、今後、県民への周知を広報紙や講習会等、いろんな機会を通じてしていきたいと考えております。

向山副委員長

河川数が多いということで、その分、作業も予算もかかると思うんですが、知事も重ねて言っています防災減災については、手厚く予算配分をして講じていくということですので、ぜひそこは時に大胆に、選択と集中を図ってやっていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

(新型コロナウイルス対策に係る県営住宅の提供について)

次に、コロナの関係で、県営住宅の提供を県として行っていると思うんです

けども、この県営住宅の提供について、今、どのような提供数で、どのような方が入っているか、その実績をお伺いしたいと思います。

久保住宅対策室長 新型コロナウイルスの関係ということで、生活の困窮者に対しましては、福祉保健部のほうで、経済的困窮により住宅を失う方に対する住居確保給付金の支給といったものがございます。

一方で、ホテル・旅館、また企業が所有する社員寮や雇用先に住み込みで生活している方などが、解雇や雇いどめによって、現に居住している住居から退去を余儀なくされた方に対しましては、住まいを失ってしまいますので、県営住宅の一時提供をしているということがございます。

現在の入居の状況につきましては、雇いどめやホテルの休業といった方が3名入居をしているところでございます。

向山副委員長 今ホームページを見ると、提供可能な戸数27とあるんですけども、この提供数と実際にこうやって入っている3名の方というのは、実際の予測とどういう状況なのか。それがもし少ないのであれば、少ない要因というのはどのように考えているのでしょうか。

久保住宅対策室長 これは目的外使用許可という形で提供をさせていただいておるところでございますが、予測としましては、過去リーマン・ショックのときに、同じような形で提供させていただきました。そのときは、29件ほどの入居の方がいたということもございまして、同等程度は来るであろうということで、30件の設定をさせていただいたところ、現在3件という状況になってございます。

分析ということまでは、ちょっとできていませんけれども、同じような取り組みは他の県でもやっているところでございます。近県のほうに状況について照会をしたところ、やはり大都市圏では多くの需要が見られますが、地方でありますと、本県と同程度の利用状況だということでございます。

考えられるのは、現段階では住居確保給付金などの支援制度、それから雇用維持のための雇用調整助成金制度、そういったものが一部は有効に働いているのかなということは考えておりますけれども、今後このコロナの影響拡大も想定してございますので、引き続き受入態勢を確保していきたいと思っております。

向山副委員長 リーマン・ショックのときに合わせた数字ということですけども、例えば市営住宅で、甲府市も団地を提供しているんですが、甲府市では、聞くところによると、今0件だったり、なかなか提供が進んでいないということで、必要な人に情報が十分に届いていないということもあると思いますので、情報提供についてしっかり他部局と連携して行っていただきたいと思っております。そこら辺は今後どのようにお考えでしょうか。

久保住宅対策室長 御指摘のとおりでございます。コロナウイルスの感染症の収束が見えない中でございますので、今後も住宅困窮者の住まいの安定を図るため、引き続き福祉部局、それから市町村、社協ともよく相談して、そういったところと連携をして、支援対策の周知に努めてまいりたいと考えてございます。

向山副委員長 有益な施策だと思っておりますので、ぜひ必要な人に情報が届いて、展開できるようにお願いしたいと思います。

(甲府中央右左口線中小河原地区の歩道整備計画について)

最後に短く1点、ちょっとお伺いしたいんですけども、甲府中央右左口線の中小河原地区の歩道整備計画についてお伺いします。

この路線のこの地区は、身延線の甲斐住吉駅から国道20号のバイパスの間の区間なんですけども、この歩道整備計画についてお伺いしたいと思います。

風間道路管理課長 甲斐住吉駅から国道20号までの間、約500メートルに歩道を整備する計画で、平成29年度に事業着手しております。

向山副委員長 ここは南高生や甲府商業の生徒が通って、かなり交通量もあるんですけども、通学路となって通りにくい部分でもあると思うんですが、この歩道整備のこれまでの取り組みと、今年度の予定についてお伺いしたいと思います。

風間道路管理課長 平成30年度は、関係の自治会の役員と事業を進めるための調整を行ってきました。昨年度には、測量と詳細設計を行ってきました。

今年度は、地元の協議会への説明、また地元への説明を行っていきたくと考えております。その説明会などで地元の方の理解がおおむね得られれば、用地測量にも入っていきたくと考えております。

向山副委員長 整備計画ですと、あと一定程度の時間がかかるということなんですけども、今後の予定についてお伺いしたいと思います。

風間道路管理課長 委員御指摘のとおり、かなり人家や会社、店舗などが多いところなので、なかなか思うように進まないかもしれませんが、来年度には用地交渉に着手できるように進めていきたいと思っております。

向山副委員長 かねてから、道路の安全などの部分を含めて、要望の多いところだと思っておりますので、なかなか進めていくのに難しいところもあると思っておりますけども、ぜひ早期に整備できるように取り組んでいただきたいと思います。

(東京～山梨・長野交通強靱化プロジェクトについて)

古屋委員 昨日の報道によりますと、長崎知事が東京都庁を訪れて、小池都知事と会談をいたしまして、協議会を設置するというお話が報道されておりました。協議項目の中に交通強靱化という項目が報道されておりましたけど、ことし1月30日でしたか、東京～山梨・長野交通強靱化プロジェクトというものをお県が設置して、ホームページにも今載っているわけでありまして。

昨年10月に発生した台風19号によって、御承知のとおり国道20号、JR中央本線、さらには中央自動車道が同時に被災して、寸断され、もう本当に交通網が途絶えて、もちろん通勤通学の皆さん初め、物流なども全部ストップしてしまいました。大変なことになったという記憶は、皆さんまだ御承知だと

思います。

一方では、東名や迂回ルートも交通が大変渋滞して、山梨県がこういうすり鉢状の中において、一つ何か起きれば本当に大変な状況になってしまうということを、改めてこのとき感じたわけであります。

それを踏まえて、知事がこのプロジェクトをつくったわけでありますけど、まず、その経過と目的についてお伺いしたいと思います。

渡辺高速道路推進課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

委員御指摘のとおり、昨年の台風19号により、本県と首都圏との連絡で大動脈となっております中央自動車道、国道20号、JR中央本線が同時に被災し、県民の社会経済活動に深刻な影響を与えたところでございます。

このような事態を二度と起こさないよう、また万が一が起こったとしても、速やかに復旧できるよう、強靱化に向けて関係機関と連携して取り組むことが必要と考え、沿線自治体と施設の管理者に呼びかけを行って、本年1月に交通強靱化に向けたプロジェクトを立ち上げたところでございます。

このプロジェクトの構成員につきましては、管理者であります国土交通省であるとか、鉄道を所管しております関東運輸局、NEXCO中日本、JR東日本、あとは沿線の自治体でございます東京都、神奈川県、長野県、政令市でございます相模原市及び本県という形で構成されております。

また、プロジェクトでは、3回会議を行っており、災害で露呈した脆弱性の検証や課題といったものを共有するなど検討を進め、この3月下旬に中間取りまとめとして検討結果を御報告したところでございます。

古屋委員

今、概略をお聞きいたしましたけど、具体的にこのプロジェクトの中でどのような論議をして、何を決めてきたか、御説明いただければありがたいと思います。

渡辺高速道路推進課長 このプロジェクトの議論の中では、交通強靱化に向けて必要な取り組みの3つの方向性を確認しております。

1つ目は、脆弱箇所の強靱化といたしまして、被災に遭った中央自動車道、国道20号、あとJR中央本線、これらの個別の機能強化を推進するということと、またこの3路線が近接して併走している区間がございまして、大きな災害時には、どうしても近くに走っているものですから、その3路線全部が同時に被災するという可能性もあるということで、代替性の確保を図るということで、抜本的な対策の検討も必要ということ。また寸断された場合には、影響を最小化するため、広域的な迂回路も必要であるという考え方から、現在整備中の中部横断自動車道、また国道138号の須走道路御殿場バイパス等の整備を促進する必要があるということを確認したところです。

また2つ目は、復旧作業の効率化についてであります。各施設管理者と沿線自治体、また地元の建設業者と復旧工事に対する協力体制を事前に構築すること、また管理者間の連携を強化することによって……。

乙黒委員長

説明は簡潔にお願いします。

渡辺高速道路推進課長 速やかに復旧できる体制づくりをしていく必要があるということ。

また3つ目は、災害発生時における交通マネジメントの強化として、交通情報の共有化、また広域迂回路への案内など、利用者へ速やかに情報提供をするような仕組みを強化して、混乱による影響を最小化するということの必要性、3つの方向性を確認したところでございます。

今後は、その検討を行った方針を踏まえ、道路に関するもの、鉄道に関するもの、また災害発生時の交通マネジメントに関するもの、3つの分野に分けて取り組み体制を構築していくことについても、このプロジェクトの中で合意したところでございます。

乙黒委員長 課長、答弁は簡潔にお願いします。

渡辺高速道路推進課長 はい、わかりました。

古屋委員 御丁寧な説明、ありがとうございました。

その中で、やっぱりポイントは、自治体を含め、各会社にまたがっているわけですから、今おっしゃっていた取り組み体制と我が県の役割というのは、どのような内容で確認されているのか、お聞きします。

渡辺高速道路推進課長 先ほど説明いたしました3つの方向性を具体化させるためには、取り組み内容も広範囲となること、また長期的な検討も要するということから、それぞれの関係者間での検討会というような体制の中で議論していくこととしております。

また、この検討会の中では、早期の取り組みが可能なものについても、できる限り早く取り組んでいきたいと考えているところでございます。

今後は、強靱化に向けた取り組みが進み、検討内容が具体化されていくということが重要であること。また、このプロジェクトの枠組みの中で沿線自治体が連携して、国、NEXCO、JRと協力していく必要があることから、本県としては、プロジェクトの事務局として関係機関と連携し、引き続き強靱化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

古屋委員 部長が就任したとき、たしか就任の記事に強靱化を含めて災害対策をしっかりとやっていきたい、そのようなことが書いてありましたので、ぜひそれをやっていただきたいと思います。

(西関東連絡道路の整備について)

もう一点、このプロジェクトは今言いましたように、東京、神奈川、長野までの中央本線沿線の自治体を中心に、JRや関係の会社が入ってやっているんですけど、私が住んでいる山梨市には、雁坂トンネルというトンネルがございまして、これは埼玉県とを結ぶ大きな、いわゆる北の玄関口になっていますが、昨年も雁坂トンネルの埼玉県側で土砂災害がございまして、その復旧が約1カ月程度かかりました。

東京へ行くには、富士吉田市のほうを通る御殿場ルートと、今やっている中部横断自動道のルート、きのうの本会議の中でも出ていましたけど、雁坂トン

ネル越えの埼玉県側へ抜けるルートと、甲州市から奥多摩、東京都へ抜けるルートがありますが、北のほうの対策というのは、私はちょっと弱いような感じがします。

やはり、その辺の連携もしっかりやっていただきたいと思うんですけど、そのことについては、どんな取り組みを今後していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

秋山道路整備課長 委員の御質問は国道140号のことと思います。国道140号につきましては、山梨県と埼玉県を結ぶ広域的な幹線道路ということになります。特に埼玉県側の関越自動車道の花園インターから甲府市までにつきましては、西関東連絡道路といいまして、地域高規格道路として路線認定を受けております。円滑で高いサービス速度が提供できる道路規格での整備をするということで、本県、それから埼玉県とも連携をとって取り組んでおります。

埼玉県側の整備状況につきましては、秩父市街地から向こう側になりますけれども、皆野寄居バイパス、それから皆野秩父バイパス、これらが約15キロメートルございますけれども、順次整備が進みまして、平成30年度までに開通している状況でございます。

現在につきましては、大分、山梨県側に来たところに道の駅大滝温泉がありますが、そこの大滝トンネルを事業化いたしまして、設計、用地等の調査を進めていると聞いております。

また、県境付近につきましては、線形の悪い箇所が多く残っておりますけれども、引き続き埼玉県とは、情報共有やお互い要望活動を行うなど連携をとり、この西関東連絡道路の早期整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

古屋委員

最後に課長がおっしゃったように、連携強化をぜひ図っていただきたい。

いつも土砂が崩れるところは決まっています、秩父側でいうと、雁坂トンネルを越えて埼玉県に入ったすぐのところで整備されていない区間のところが大体、土砂災害になっております。もし復旧するにしてみても、どちらかという山梨県側の整備されたところから駆けつけたほうが早い場合もあるので、そのようなことも含めて、復旧に対する連携などもやっていただきたいと思います。答えは要りませんが、ぜひ要望だけ申し上げて、終わりたいと思います。

佐野委員

それでは、治水課と道路整備課に質問をしていきたいと思います。

(濁川土砂しゅんせつ工事について)

初めに、治水課についてであります。濁川土砂しゅんせつ工事についてお聞きをしたいと思います。

今期の県議会の代表質問でも、台風等による災害対応で議論されておりましたが、少し細かく聞いていきたいと思います。

この濁川につきましては、大雨降雨時には甲府市中心街からの雨水や、北部の山地の雨水も藤川、高倉川で集めてきます。さらに十郎川と合流して、この下では住吉地域が右岸、左岸では玉諸地域の内水をこの排水機場ポンプで排水

をしております。昨年の台風19号では、濁川水位がもう少しで土手を越水する状態であることを確認していました。

未然に防止するには、この本流である濁川の流下速度を上げるための河道整備の土砂しゅんせつが有効であると考えていますけれども、そこで今期、濁川で進められているしゅんせつについて、予定箇所数と予算額をお聞きしたいと思います。

宮川治水課長 委員の御質問にお答えいたします。

濁川のしゅんせつにつきましては、昨年度末に3工区、約2億4,000万円で発注しております。現在、本格的な工事着手に先立ち、準備等を行っているところでございます。

3工区の具体的な場所ですけれども、下流から甲府市の環境センター付近と国道20号の将林橋の上流及び濁川合流点の下流におきまして、3カ所合計で約1,100メートルのしゅんせつを実施する予定でございます。今後の状況を確認しながら、引き続き対応してまいりたいと考えております。

佐野委員

ありがとうございます。過日、甲府市の予算説明会の折に、甲府市から濁川しゅんせつのお礼が市長より述べられておりました。近隣の市民も県の工事進捗については、期待とともに感謝のお声を非常にいただいておりますので、引き続きこの工事推進についてお願いをしたいと思います。

(平和通り及び伊勢通りの交差点改修について)

次に、道路整備についてであります。交差点改修について、国道358号、いわゆる平和通りの2カ所と、県道20号線伊勢通りの交差点改修について、3点お聞きしたいと思います。

初めに、甲府市の都市計画道路整備プログラムでも、これは1位でありまして、また実施主体については、甲府市でありますけれども、城東三丁目敷島線の358号線の新平和橋東交差点改修工事の概要と、それから現在まででの問題点や進捗状況、工事完了予定について、わかる範囲でよいので、お聞きしたいと思います。

若尾都市計画課長 城東三丁目敷島線は、甲府市が所管している事業であり、新平和橋東交差点から東側を整備区間として予定しています。

市では来年度から新規に事業着手をしていくことを目指している中で、現在、県と市で協議を行っているところであります。市において事業着手に向けて地元説明会なども開催していると聞いております。

事業費や事業期間ですとか、そういった具体的な計画の内容につきましては、今後、市から示されてくるものと考えております。

佐野委員

ありがとうございます。主管は甲府市ですけれども、しっかりと推進していくように、県としても進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、次に、県道29号線、伊勢通り太田町南交差点と、遠光寺東交差点に係る改修工事の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

この交差点につきましては、甲府市中心街に向かう主要道路であります。現状では、この交差点箇所が隣接をしておりますので、信号機が影響して朝や夕方通勤時の渋滞多発箇所であります。この交差点改修は、地元でも渋滞緩和に期待をしている工事でありますけれども、ここについて、現在の進捗状況と工事完了予定について、問題点等があればお聞きしたいと思います。お示してください。

若尾都市計画課長 遠光寺東交差点のところは、街路事業で整備を行っており、平成23年度から事業に着手しております。これまで用地取得を進め、現在までに約7割の用地の取得を完了しております。

本年度も引き続き、用地取得を進めていく予定であり、来年度には、一部工事に着手していきたいと考えております。

佐野委員 ありがとうございます。一日も早い改修工事の完了を望みたいと思います。

それでは、次に、この交差点の100メートル西側に隣接します国道358号、平和通りの遠光寺北交差点改修についてお聞きしたいと思います。

この交差点は、甲府市中心街に向かう主要道路であるということは御承知のとおりですけれども、特に朝は中心市街地に向かって渋滞が激しく、夕方と同じく渋滞多発箇所であります。

この渋滞原因については、先ほどの県道交差点が混むことで、ここにも影響があるわけですが、道路構造に起因する問題点もあると考えますが、この箇所についてお示しをいただきたいと思っております。

秋山道路整備課長 道路構造上の課題ということでございます。国道358号の遠光寺北交差点前後につきましては、片側2車線、全4車線で運用をしている状況でございます。

本来、交通量が多い交差点につきましては、既存の車線に加えて右折レーンを設置し、交通量に応じた長さで滞留長を設置するものでございまして、遠光寺北交差点は、これが完全な形ではないという状況でございます。

混雑の状況につきましては、交差点の南側、南から甲府駅に向かう車線でございますけれども、直進レーンを1車線減じた形で右折レーンを設置しておりますので、直進車や右折車のレーンが渋滞する傾向にございます。

また、交差点の北側、駅から南の方向へ向かうほうの車線でございますけれども、右折レーンの延長が十分確保されていないものですから、右折レーンに並び切れない車両が飛び出してしまうということで、渋滞が発生している状況でございます。

佐野委員 ありがとうございます。この箇所につきましては、先ほどの県道ともあわせて、甲府の中心へ向かう道路としては非常に渋滞が多いということと、今後、リニア駅が開所になりますと、その中で、電車で移動する場合がありますけれども、自動車等で移動する場合については、ここがボトルネックになる可能性もやっぱり大きいので、ぜひこの3カ所の交差点につきましては、改修等を進めていただければと思います。

要望して、以上で終わりたいと思っております。

(街路樹の適正な管理について)

桜本委員

まず、街路樹のことについてお伺いをしたいんですが、今、毛虫などが県の街路樹から発生して、手当てをしないで周りに広がっていくということもよく聞きますし、またバスやトラック業者においては、街路樹が道路まで入ってきて、トラックやバスにぶつかるということで、山梨県は非常に運転しづらい県だといわれています。

また、景気がよかった25年、30年ぐらい前の木が大分大きくなりまして、光を遮断したりとか、あるいは警察関係の案内が見えなくなったりとか、非常に弊害も起きている。そして、予算の関係もあるかもしれませんが、街路樹の枝を落としてもらいたいとか、小さくしてもらいたいとか、あるいは街路樹によって歩道のタイルがでこぼこするとか、そういう懸念もある。

一方、非常に大きくなり過ぎて景観が見えないような形で樹木が乱立しているというように、やはりこれから地域ですとか、地域住民のことを考えると、ある程度、街路樹の指針というものを決めたほうがいいと思うんですね。

もう昔のように高く、緑を多くというような時代ではなくなってきていますし、そして予算によっては枝打ちもできなくて、1年に1回とか2年に1回といったようになっていく。そういった現状を今、県ではどのように理解をしておりますか。

風間道路管理課長 委員御指摘の街路樹についてお答えします。

県では、街路樹などを定期的に剪定、管理していくように委託業務を発注しております。その中で毛虫が出ないように消毒をしたり、車道のほうに大きく出ないように剪定していくと、そのようなことで維持管理を行っております。

桜本委員

計画どおりやっているという答弁のようですが、実際に本庁にいるとそういったことは課長、わからないと思いますが、出先の事務所に行けば、そういったお願いとか要望というのは、いっぱいあるんですよ。

だから、今話したように、道路からどれくらい離れたほうがいいのか、植えた樹木の大きさというのは年々で想定できるわけですから、やっぱり後年のことをはかりながら樹木を選定していくという、そういった先を見据えた樹木の選定、選ぶということは必要だと思いますが、いかがですか。

風間道路管理課長 委員御指摘のとおり、将来的に木がどのくらい大きくなるかとか、そういうことを見据えて選定していくことは必要だと思っています。地元の声も聞きながら、出先の建設事務所でも、できる限りの対応をしております。大きくならないように強剪定というんでしょうか、場所によっては、そういった木を強く剪定することもやっております。

桜本委員

地域住民の生活の声を行政に反映するのが我々議員の役目でありますので、それが無駄になるようなことはぜひ避けていただきたい。

そしてまた、高さも、電柱に引っかかったりというような大木がかなり見られます。そういったものを含めて、やはりある程度指針が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

風間道路管理課長 指針も必要とは考えますが、現地の状況にいろいろ合わせながら、高さを抑えたり、強剪定をしながら取り組んでいきたいと考えております。

(道路法改正による歩道の活用について)

桜本委員 次に、国ではことし5月に道路法を改正しまして、歩行者を優先するといった形で道路空間の構築を推進しているところであります。

これは知事との意見交換のときに、知事も非常に関心を示してくれたものなのですが、ヨーロッパだとか東京都内を見ると、オープンカフェというようなことで、3密を回避するように道路の一部を、要するにカフェテラスにするとか、あるいは業種によってはテイクアウトという中で、できたら歩道を使って営業をしたいということがふえているわけですが、山梨県の道路行政の中で、どのような考え方をお持ちでしょうか。

風間道路管理課長 ただいまのオープンカフェなどについてお答えさせていただきます。

本来、道路法による占用では、道路の外に使用できる土地がないことを示す必要がありましたので、オープンカフェ等の占用は、これまで実現性がすごく低いものでした。委員御指摘のとおり、今回の道路法の改正によりまして、道路占用のハードルが下がったことを機会に、本県でもこの制度を活用していきたいと考えております。

まだ制度が施行されたばかりなので、国と調整しながら、少しでもそういう飲食店などの方にも理解が広がるように、積極的に制度の活用を呼びかけていきたいと思っております。

桜本委員 県庁のこの通りの西側、東側も最近整備され、にぎわってきたわけですが、こういった基準に合致するような歩道というか、空間は、県内では具体的にどんなところが対象になっていくのですか。

風間道路管理課長 委員御指摘のとおり、候補の幅が広い歩道というのは、この駅前の平和通りとか、あとは身延町のほうにあたりとか、あとは富士河口湖町のほうにあります。

桜本委員 やはり駅をおりて、山梨が、甲府が変わったなと感じてもらうには、こうした新たな制度を使ってにぎわいが保てるような、そういった行政指導というものが必要になってくると思います。

それによって、店舗の収益が上がったり、それがまた呼び水となって、新たな業種がこの地域に参入することもできるということで、ぜひ積極的に行動に移していただきたいと思うんですが、県土整備部長、ちょっと意気込みを聞かせていただければ。

大儀県土整備部長 道路を活用して、地域の活性化につなげていくということは非常に重要なことだと考えています。一方で、道路というのは、もともと通行を確保しなくてはいけないということですから、必要な歩道の幅を確保しながら、そういったいろんな活性化に、商店街活性化にもつなげていくということだと思っております。

従来より、国もそういった考え方を持って社会実験等を進めてきたところですが、今回このような制度ができましたので、こういったものを県としてもしっかりと活用して、地域の活性化につなげていければと考えてございます。

桜本委員 ありがとうございました。

その他 ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
 ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
 ・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県外調査を8月25日から27日に実施することとし、詳細については後日連絡することとされた。

以 上

土木森林環境委員長 乙黒 泰樹